奄美群島における工業用機械等に係る割増償却制度の延長(所得税・法人税) 資料6-11

奄美群島における製造業、農林水産物等販売業、旅館業及び情報サービス業等の用に供する設備等に係る割増償却制度を、 平成32年度末まで2年間延長する。

施策の背景

戦後米軍統治下におかれ、昭和28年12月に本土復帰した奄美群島は、本土から遠く隔絶した外海に位置し、台風の常襲、ハブや特殊病害虫の生息等、厳しい 地理的、自然的、歴史的条件等の特殊事情による不利性を抱えており、社会資本の整備や産業の振興等のための諸施策が着実に進められてきた。しかしなが ら、奄美群島においては、本土との間には所得水準をはじめとする経済面・生活面での諸格差が残されている。また、雇用の場が十分にないことから、若年層の 多くが島を離れており、人口流出・人口減少が続いている。奄美群島においてこれらの現状・課題に対応し、定住人口の確保を図るためには、奄美群島の市町村 が推し進める地域外からの事業者誘致及び小規模零細な事業者を含めた民間事業者による投資促進を通じた内発的発展を実現することが必要である。

人口減少・人口流出

全国や鹿児島県全体に比べ、人口減少・ 人口流出が進展

人口增減率(H22~H27)

全国: ▲0.8% 県全体: ▲3.4%

奄美: ▲7.3%

若年層を中心とした人口流出

奄美群島の人口動態をみると、自然減は 平成2年から始まっている一方、社会減は 昭和50年より一貫して継続 平成28年の新規高校卒業者の群島内就 職率は14.7%で、約8割超が群島外に就職

県平均を大きく下回る事業所規模

平成26年時点で、奄美群島の4人以上の 事業所で1事業所当たりの従業員数は 11.3人(県平均31.3人)、出荷額17,888万 円(県平均86.945万円)と、県平均を大きく 下回っており、零細事業者が多数

要望の結果

特例措置の内容

【所得税・法人税】製造業等の対象業種について、5年間32%又は48%の割増償却

- (1)対象業種、取得価額要件等
 - ■製造業・旅館業

資本金5,000万円以下の法人又は個人事業主	資本金5,000万円超1億円以下の法人	資本金1億円超の法人
500万円以上の機械・装置、	1,000万円以上の機械・装置、	2,000万円以上の機械・装置、
建物・附属設備、構築物に係る取得等	建物・附属設備、構築物に係る新増設	建物・附属設備、構築物に係る新増設

- ■農林水産物等販売業・情報サービス業等 500万円以上の取得等(資本金5,000万円超の法人については新増設)
- (2)償却率 機械・装置:普通償却限度額の32% 建物・附属設備、構築物:普通償却限度額の48%
- (3) 償却期間 5年

結 果

現行の措置を2年間(平成31年4月1日~平成33年3月31日)延長する。